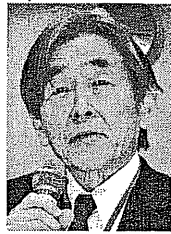


# 建築三会の提言案採択

## 議員立法での成立目指す

自民党設計議連

自民党の建築設計議員連盟（額賀福志郎会長）は27日に開いた総会の中で、日本建築士事務所協会連合会（日事連・三栖博会長「写真」）ら建築三会が共同で提案した「建築物の設計・工事監理の業の適正化および建築主への情報開示の充実」に対する提言案を採択した。建築士法の改正により措置すべき事項のうち、書面による業務契約の締結義務化については「延床面積が300平方メートルを超える建築物」を対象としたほか、一括再委託を禁止する建築物の範囲についても「延床面積が300平方メートル」と明記。管理建築士の義務の明確化のうち、事務所の技術的事項を総括する業務として▽受託業務の遂行に必要な期間の設定▽技術者の選定・配置—など4項目を示した。今国会中に議員立法での提出・成立を目指す方針で、今後、最終的な調整・協議に入る。



日事連、日本建築士会 証提示の義務化▽建築設計連合会（三井所清典会長）、日本建築家協会 建築士事務所の登録基準の強化▽国土大臣や都道府県知事による建築士の調査権の創設—など6項目を新設し、土法の改正案に盛り込む考えだ。

一方、土法改正に併せて国土省が講ずべき措置として▽無登録業務の禁止徹底（技術的助言）▽勤務先など免許証の記載事項の追加（省令改正）▽定期講習の受講間隔を3年から5年に変更（省令改正）—など5項目を挙げている。

の禁止（延床面積300平方メートル超）▽適正な代価での契約締結の義務（国土交通大臣の定める報酬規程に準拠）▽管理建築士の義務の明確化▽保険契約の締結などの義務—の5項目を「土法改正により措置すべき事項」とした。また▽建築士免許

実施される環境を整備すべき」とし、今後の検討課題に位置付けた。

額賀会長は「三会から共同提案を受けた後、勉

26. 3. 28 建 通 新 聞

強会で中身を精査したほか、関連団体のヒアリングなどを経て、土法改正などの措置が必要との結論に至った。厳しい日程ではあるが、今国会で議員立法として成立につなげたい」とあいさつ。

日事連の三栖会長は「建築設計界にとって、今回の提言は設計・監理業務の適正化に向けた第一歩だと確信している。制度の改正を契機に、より質の高い設計・工事監理業務の実施につなげた」と力を込めた。